

3. [京都府]

京都府における児童相談所業務外部評価

京都府健康福祉部家庭支援課長 松村淳子氏

京都府における 児童相談所業務外部評価

京都府健康福祉部家庭支援課長 松村 淳子

なぜ、児童相談所業務の外部評価が必要か・・・

～ 児童虐待死亡事案を経験して～

(1) 検証委員会設置の経過

平成18年10月、3歳の幼児が保護者からの虐待により死亡するという痛ましい事件が発生。

児童相談所が、本児の姉に対する虐待対応を行う中で、本児に関する情報が地域から寄せられていたにも関わらず、最悪の事態を防ぐことができなかったことから、府民、関係者に強い衝撃を与えるとともに、厳しい意見や批判がなされた。

こうした状況の中、5人の外部委員により、10月24日に検証委員会を設置し、徹底的な検証と原因、課題を踏まえた今後の対応策の検討を行った。

(2) 主な経過

- H18. 3. 8 姉（6歳児）に対する虐待の通報
- 3. 28 姉について警察署が児童相談所に通報、一時保護
- 4. 7 姉についてのケース会議
→ 家庭状況について、本児の養育状況も含めて地域で見守りを継続
- 4. 25 姉を施設入所措置
- 5. 17 主任児童委員から児童相談所へ通報①
→ 【児相】5.24姉面会に同行した本児を確認(虐待の疑い見受けられず)
- 6. 20 主任児童委員から児童相談所へ通報②
→ 【児相】6.21 姉面会に同行した本児を確認(虐待の疑い見受けられず)
- 8. 16/9. 22 姉と施設で面接
- 8. 18 市が来庁した実父に同行した本児を確認(虐待の疑い見受けられず)
- 8. 21～31 近隣の認可外保育施設で本児を一時保育(虐待の疑い見受けられず)
- 9. 25 主任児童委員から児童相談所へ通報③
→ 同日【児相】電話で実父に姉との面会を促すことに絡め本児の状況を確認
- 10. 16 主任児童委員から京都児童相談所へ通報④
→ 同日【児相】電話で実父に本児の状況を確認
- 10. 22 本児死亡

(3) 検証委員会からの提言

問題点①：初期の情報や信頼関係の構築に安心し、虐待を疑わせる情報に係る判断に問題があり、速やかな安全確認などが行われなかった。

⇒ 虐待情報を確実に受けとめ、迅速に対応

(1) 速やかな安全確認ルールの確立

- ・マニュアルの徹底
- ・"48時間ルール"の確立
- ・見守り対応のルール化

(2) リスク管理の客観化、システム化

- ・ハイリスク項目のチェックリスト
- ・個人別ケース管理
- ・ITの活用による進行管理システム

問題点②：組織内の情報共有がされず、複数の評価が入らなかった。

⇒ 情報を組織で共有、組織で検討

(3) 組織内の情報共有の徹底

- ・通報を"ナマ"のまま共有
- ・嘱託職員の活用による相談体制の充実とチームミーティング等の開催の徹底
- ・ITの活用による進行管理システム(再掲)

問題点③：地域ネットワーク会議内の役割分担があいまいであった。

⇒ 地域のネットワークとの連携を強化

(4) 実効ある地域の虐待防止ネットワークの確立、機能強化

- ・アドバイザー派遣、
- ・マニュアル整備や体系的研修プログラムの実施
- ・警察との日常的な情報共有

(5) 地域における体制強化＝保健所の役割の明確化と機能強化

- ・地域の最前線機関としての保健所の体制強化
- ・地域協議会の設置促進
- ・市町村単位での虐待情報の共有
- ・地域見守り活動強化

対策の確実な実施をサポートするために

(6) 中長期的な人材育成・組織体制の強化等

- ・人事配置・組織体制の充実
- ・虐待対応専任チームの整備
- ・職員の資質向上

(7) 外部有識者等の活用、定期的な運用指導

- ・外部アドバイザー招聘
- ・親の指導プログラムの整備
- ・外部評価委員会設置

児童相談所外部評価の取組

(1) 目的

児童相談所における児童虐待関連の業務管理・組織運営等について、改善すべき事項等について助言を行うことにより、児童相談所業務の一層の充実に資することを目的とする。

分野	氏名	所属等	備考
医師 (座長)	澤田 淳	京都市子ども保健医療相談・事故防止センター長	・京都府児童虐待検証委員会座長 ・京都府立医科大学名誉教授
弁護士	安保 千秋	京都弁護士会	・子どもの権利委員会所属
児童問題 有識者	津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授	・元大阪市児童相談所長 ・京都府児童虐待検証委員会アドバイザー
家庭問題 有識者	廣井 亮一	立命館大学文学部教授	・元家庭裁判所調査官 ・非行臨床、家族臨床、司法臨床専門
民生児童委員 関係有識者	中川 晃	京都府民生児童委員協議会会長	・京都府児童虐待検証委員会委員
児童虐待防止 民間団体	麻田知寿子	NPO法人きょうとCAP代表	*きょうとCAP：地域や家庭における児童虐待の防止活動等を実施

(2) 評価の視点

- ① 「児童虐待検証委員会提言 (H18.12)」に沿って、
 - ・児童相談所業務遂行のための環境、条件の整備等適当な措置が講じられているか。
 - ・児童相談所の業務が適正に行われているか。
- ② 国の児童相談所運営指針の改正など、その後の状況を踏まえ、適切な取組が行われているか。

(3) 評価の実施方法等

各委員が児童相談所に出向き、各職員からのヒアリング、ケース記録等書面の確認により、複雑困難化する児童虐待事案に対し、何が出来ていないのかという単なるチェックではなく、児童相談業務がより一層適切に、また職員がやりがいを持って活動できるよう助言する立場から評価を実施

(4) 19年度の評価項目と評価ポイント

- ① 「子どもの安全を確保するための迅速な対応」

(評価のポイント)

- ・ 通告受付後、組織として適切な初期対応がなされているか
- ・ 48時間ルールによる安全確認が適切に実施されているか
- ・ 客観的なリスク管理、適切な進行管理が行われているか
- ・ 虐待情報の共有化を徹底できているか

②「地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り」

(評価のポイント)

- ・ 地域の実情に応じた虐待案件の情報共有化が適切に図れているか
(法定協議会やネットワーク会議、保健所主催の案件対応会議の状況等)
- ・ 関係機関との連携状況や地域の見守り活動の状況はどうか
(市町村、民生児童委員、警察、学校、保育所等との連携状況等)
- ・ 法定協議会設置促進のための市町村への支援や働きかけの状況はどうか

(5) 20年度の評価項目とポイント

市町村が児童相談の第一義的窓口位置付けられ、児童相談業務が児童相談所と市町村とで重層的に行われるようになったことから、市町村における初期対応や関係機関とのネットワークの状況等にも評価を広げ、児童相談業務の充実に資することとする。

①「地域における連携の取組」：死亡事案や困難事案など具体的な対応を通じて

(評価のポイント)

- ・ 市町村で発生した児童虐待事件から得られる改善点はないか
- ・ 児童相談所と市町村との連携がうまく進んでいるのか
- ・ 地域における連携の在り方や子どもの見守り体制はどうか
- ・ 要保護児童対策地域協議会や案件会議等適切な運営が図られているか
- ・ 児童相談所や保健所の支援・連携の状況はどうか

②「児童相談ITシステムの導入によるケースワーク改善の取組」

(評価のポイント)

- ・ 会議資料や通知の作成等システムにより事務軽減は図られたか
- ・ システムの導入により入力業務等で職員への過大な負担が生じていないか
- ・ リスクアセスメントやデータ検索等システムの活用は図られているか
- ・ システムによる情報の共有化、組織的進行管理は適切に行われているか

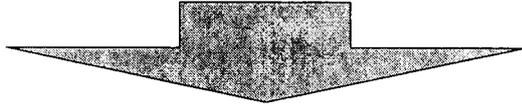
(6) 外部評価の成果と今後の方向性

⑱ 京都府児童相談所業務外部評価委員会報告書（あらまし）

【「検証報告書」の提言を踏まえた取組状況】

（1）予算措置状況

- 児童相談所・保健所の体制強化
- 児童相談ITシステムの導入
- 関係職員（児童相談所・市町村等）の専門性向上研修の実施
- 虐待防止アドバイザー派遣等の市町村支援



◆ 再発防止に向けた京都府の強い姿勢と積極的な対応を評価

（2）児童相談所の取組状況

① 子どもの安全を確保するための迅速な対応

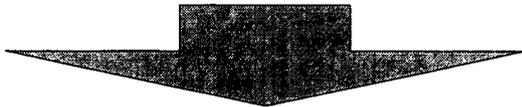
- 通報案件全件について初期対応を適切・丁寧に実施
- 48時間ルールによる児童の安全確認は、ほぼ全件で実施（⑱上半期94.8%）
→ 48時間を超えたものは、不在等相当の理由があったもの
- 被虐待児童にきょうだいがいる場合、きょうだいも含めて安全確認等を実施

② 地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り

- 市町村単位の児童虐待案件会議は開催状況にバラツキ
→ 定期的開催の働きかけにより下半期から開催回数増
- 速やかな子どもの安全確保のため、警察との定期的に情報交換
- 要保護児童対策地域協議会の設置促進（⑱5市町→⑲17市町村→⑳全市町村（預））

③ その他（組織体制の強化に向けた取組状況等）

- 児童相談所（京都・福知山）の虐待対応チームの専任化による対応強化
- 全保健所に虐待対応専任職員を1名ずつ配置
（児童虐待案件会議の主宰、子どもの安全確認、市町村との連携促進）



- ◆ 児童の安全確保・見守り活動の積極的取組を評価
- ◆ 一方、業務の充実に向け、以下の取組の強化が必要
 - ① 市町村・学校・民生児童委員等の地域ネットワークを拡充すること
 - ② 学校等関係機関からの通報が速やかに行われるよう意識の向上を図ること
 - ③ 市町村における虐待対応に差が生じないように、助言等を積極的に行うこと

⑳ 京都府児童相談所業務外部評価委員会報告書（あらまし）

1 虐待事案における関係機関の連携状況

死亡事案や困難事案への対応や関係機関の連携状況を確認し、評価

(1) 児童虐待死亡事案

市が通報を受けて安全確認等の対応を行ったが、虐待の実態を把握できなかったため、児童相談所等との情報共有も行われず、緊張感を持った対応を行うことができずに児童が死亡した事案

(2) その他の虐待対応事案

① 市への通告を受けて関係機関が協議し、保育所での児童の安全確認を決定したが、確認までに長時間を要した事案

② 不登校や引きこもりに対する宿泊型民間更生施設において、職員による暴行等虐待の疑いがあり、児童相談所による立入調査等関係機関が連携した対応が行われた事案

- ・虐待の情報があれば、速やかにその実態を把握して、必要な対応を行うべき。
- ・親との電話や間接的な伝聞情報だけでなく、目視等直接的な情報の収集が必要
- ・子どもの安全確認に加えて、面接スキルの向上や適宜のアセスメントが重要
- ・市町村においても安全確認のルールづくりと関係機関の認識共有が重要
- ・関係機関と連携する際は、児童福祉を主眼にしっかり進めることが重要

2 要保護児童対策地域協議会の運営

平成20年11月に全市町村に協議会が設置され、府は運営支援や研修等を実施

- ・児童相談所、保健所、市町村及び関係機関職員への一層の研修の取組が必要
- ・特定の機関だけで処理せず、会議で方針決定や役割分担して活動することが重要

3 子どもの安全を確保するための迅速な対応

- (1) 児童相談所では、虐待通告に対する早期の児童の安全確認を着実に実施
- (2) 児童相談ITシステムが導入され、ケースの進行管理などケースワークに活用

- ・子どもの安全確認は重要であり、引き続き取り組むこと
- ・システムが適切に活用されるためには、研修等通じた職員の習熟が必要
- ・より使いやすくし、ケースワークの向上に資するシステムとする改善が必要

死亡事例検証委員会第5次報告書 (別冊)

